

保護者各位

東海大学菅生高等学校中等部
校 長 丹 治 充

インフルエンザの感染予防および出席停止期間について

厚生労働省は、インフルエンザが全国的に流行シーズンに入ったことを発表しました。

各ご家庭でも十分に注意していただき、感染予防に努めてください。学校としても、集団感染の発生を防ぐべく細心の注意を払っていきます。そのためには、家庭との連携、協力が不可欠です。ご協力とご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

1) 学校から各ご家庭へお願いしたいこと

朝、登校前にお子様の健康観察をしていただき、発熱傾向や体調がすぐれない様子がある場合は、無理に登校させないようお願い致します。特に、発熱・咳・鼻水・頭痛・倦怠感・のどの痛み・下痢・嘔吐等の症状にはご留意ください。インフルエンザの疑いがある場合は、早めに医療機関を受診してください。

2) インフルエンザ感染による出席停止期間は次の通りです

「**発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあつては 3 日）を経過するまで**」

発症日（0 日目）は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ症状（38℃程度の発熱等）が始まった日となります。インフルエンザに罹患した場合、最低「発症した後 5 日を経過」するまで出席停止となり、それに加え解熱した日によって出席停止期間は延期されます。

また、個人によって症状や経過は異なりますので、必ず病院にご相談ください。

* 学校感染症にかかった場合には、定められた期間、出席停止となります。なお、登校する際は「登校許可証明書」の提出が必要です。登校許可証明書は本校ホームページから印刷してご使用ください。インフルエンザの場合は保護者の方がご記入いただき、受診したことが分かる領収書等のコピーを添付してください（インフルエンザに限り医師による記入は不要です）。

* ご不明な点がございましたら、保健室 堀越までご連絡ください。 TEL : 042 (559) 2411

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例 1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 1	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例 5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

*その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延期されていきます。

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条・第19条）

分類および特徴	該当する病名	出席停止の期間
第一種の感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、鳥インフルエンザ(H5N1型)	治癒するまで
第二種の感染症 (結核・髄膜炎菌性髄膜炎をのぞく)	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症	結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで